

## 令和7年度 あすなろ保育園 安全計画

### ◎安全点検

(1) 施設・設備・園外環境（散歩コースや緊急避難先等の）安全点検

|     |                               |
|-----|-------------------------------|
| 4月  | 防火設備・避難経路・緊急連絡先               |
| 5月  | 散歩コース                         |
| 6月  | 水遊びプール遊びマニュアル確認               |
| 7月  | 年齢に合った玩具か破損がないかなどの確認(室内)      |
| 8月  | 室内玩具の点検(年齢に適しているか、破損がないか)     |
| 9月  | 避難経路の点検(非常口、通路)<br>非常持ち出し袋の点検 |
| 10月 | ・暖房器具、加湿器、換気扇の点検              |
| 11月 | 散歩車、砂場セット(ボール含む)の破損などの点検      |
| 12月 | 消火器の点検                        |
| 1月  | 下駄箱、各トイレの確認                   |
| 2月  | 保育室内の環境整備(出入口、家具、壁、床、窓など)     |
| 3月  | 園内全体<br>テラス全体                 |



(2) マニュアルの策定・共有

| 分 野          | 策定時期      | 見直し（再点検）<br>予定時期 | 情報提供場所  |
|--------------|-----------|------------------|---------|
| 重大事故マニュアル    | 2024年4月1日 | 2026年4月1日        | クラウド・HP |
| 午睡           | 2024年4月1日 | 2026年4月1日        | クラウド・HP |
| 食事（給食衛生管理）   | 2024年4月1日 | 2026年4月1日        | クラウド・HP |
| プール・水遊び      | 2024年4月1日 | 2026年4月1日        | クラウド・HP |
| 園外活動         | 2024年4月1日 | 2026年4月1日        | クラウド・HP |
| 送迎バス         | 2023年4月1日 | 2026年4月1日        | クラウド・HP |
| 災害時マニュアル     | 2024年4月1日 | 2026年4月1日        | クラウド・HP |
| 119番対応時マニュアル | 2024年4月1日 | 2026年4月1日        | クラウド・HP |
| 緊急対応時マニュアル   | 2024年4月1日 | 2026年4月1日        | クラウド・HP |
| 不審者対応時マニュアル  | 2024年4月1日 | 2026年4月1日        | クラウド・HP |



## ◎園児・保護者に対する安全指導等

(1) 園児への安全指導（保育園の生活における安全、災害や事故発生時の対応、交通安全等）

|               | 4～6月                  | 7～9月                              | 10～12月     | 1～3月              |
|---------------|-----------------------|-----------------------------------|------------|-------------------|
| 乳児・1歳児<br>2歳児 | 散歩時、遊具遊びや<br>散歩時の事故防止 | ・熱中症対策<br>・水遊びの事故防止<br>・風水害での避難訓練 | ・大地震における避難 | ・感染症対策指導(うがい、手洗い) |
| 3歳以上児         | 散歩時、遊具遊びや<br>散歩時の事故防止 | ・熱中症対策<br>・水遊びの事故防止<br>・風水害での避難訓練 | ・大地震における避難 | ・感染症対策指導(うがい、手洗い) |

(2) 保護者根の説明・共有

|  | 4～6月                        | 7～9月                     | 10～12月                   | 1～3月                     |
|--|-----------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
|  | 安全計画及び安全に関する取組の内容について周知を図る。 | おたよりやSNSを活用し、取組内容の周知を図る。 | おたよりやSNSを活用し、取組内容の周知を図る。 | おたよりやSNSを活用し、取組内容の周知を図る。 |



## ◎訓練・研修

| 月    | 主題   | 時      | ね ら い                        | 備 考            |
|------|------|--------|------------------------------|----------------|
| 4 月  | 火災   | 戸外 遊び中 | あわてないで避難する 避難場所を知る           | ベルなし           |
| 5 月  | 火災   | 戸外 遊び中 | 非常ベルを聞いて避難する 避難場所を知る         |                |
| 5 月  | 土砂災害 | 職員     | 職員を対象に情報収集・伝達、避難誘導に関する訓練をする。 | 土砂災害及び洪水時の避難確保 |
| 6 月  | 火災   | 室内 保育中 | 保育士の注意をきちんと聞き、すばやく避難する       | 消防署来園 総合訓練     |
| 7 月  | 土砂災害 | 室内 保育中 | 保育士の誘導で、避難場所へ避難する。           |                |
| 7 月  | 地震   | 戸外 遊び中 | 保育士の注意を聞く。机の下など安全な所に避難する。    |                |
| 8 月  | 風水害  | 室内 保育中 | 保育士の注意を聞く。一部屋に集まり窓から離れる。     |                |
| 9 月  | 火災   | 室内 保育中 | 裸足で避難場所まで避難する。               |                |
| 10 月 | 火災   | 室内 保育中 | 裸足で避難場所まで避難する。               |                |
| 11 月 | 火災   | 戸外 遊び中 | 保育士の注意をきちんと聞き、すばやく避難する       | 消防署来園 総合訓練     |
| 12 月 | 火災   | 戸外 遊び中 | 保育士の注意をきちんと聞き、すばやく避難する       |                |
| 1 月  | 地震   | 室内 保育中 | 保育士の注意を聞く。机の下など安全な所に避難する。    |                |
| 2 月  | 火災   | 戸外 遊び中 | 保育士の注意をきちんと聞き、すばやく避難する       |                |
| 3 月  | 火災   | 戸外 遊び中 | 保育士の注意をきちんと聞き、すばやく避難する       |                |

【避難訓練】 設備運営基準第6条第2項の規定に基づき  
月1回以上実施する避難及び消火に対する訓練

【その他】 「避難訓練等」以外の119番通報、救急対応（心肺蘇生法、気道内異物除去）  
不審者対応、送迎バスにおける見落とし防止等





(2) 訓練の参加予定者（全員参加を除く）

| 訓練内容    | 参加予定者 |
|---------|-------|
| 不審者対応訓練 | 当日出勤者 |
| 引き渡し訓練  | 当日出勤者 |
|         |       |
|         |       |

(3) 職員への研修・講習（園内実施・外部実施を明記）

|        |                       |
|--------|-----------------------|
| 4～6月   | 【園内】人数の点呼確認の訓練        |
| 7～9月   | 【外部】心肺蘇生法に係る研修        |
| 10～12月 | 【園内】アレルギー対応の研修        |
| 1～3月   | 【園内】不審者（外部不審者）対応に係る研修 |

(4) 行政等が実施する訓練・講習スケジュール

※所属する自治体・関係団体等が実施する各種訓練・講習スケジュールについて  
参加目途にかかわらずメモする

|              |
|--------------|
| キャリアアップ研修    |
| 施設長研修        |
| 保育安全研修       |
| 保育施設職員テーマ別研修 |

◎再発防止策の徹底

（ヒヤリ・ハット事例の収集・分析及び対策とその共有の方法等）

朝礼や職員会議で議題にあげ、そこで職員間での共有と対策を考えていく。

◎その他の安全確保に向けた取組

（地域住民や地域の関係者と連携した取組、その他安全管理等）

避難訓練(引き渡し訓練)の際には、避難所まで行く。



# 重大事故防止マニュアル

社会福祉法人あすなろ保育園

あすなろ保育園

2024.4.1 制定

## 1. 事故の発生防止（予防）のための取組み

### （１） 安全な教育・保育環境を確保するための配慮点等

安全な教育・保育環境を確保するため、子どもの年齢（発達とそれに伴う危険等）、場所（保育室、園庭、トイレ、廊下などにおける危険等）、活動内容（遊具遊びや活動に伴う危険等）に留意し、事故の発生防止に取り組む。特に、以下の①（ア）～（エ）については、重大事故が発生しやすいため注意事項を踏まえて対応する。

#### ① 重大事故が発生しやすい場面ごとの注意事項

##### （ア） 睡眠中（SIDS 防止）

- ・睡眠時の照明は、子どもの顔色が観察できるくらいの明るさを保つ。
- ・必ず職員がそばにつき見守る。
- ・仰向け寝を徹底する。（医師がうつぶせ寝を勧める場合を除く）
- ・午睡チェックは、0 歳児 5 分ごと、1 ～ 2 歳児 10 分ごとに行い記録する。
- ・呼吸確認は、目視のみでなく実際に一人ひとりの身体に触れて行う。
- ・新年度、長期休み明け、体調不良時、体調不良明け等は、家庭の様子を丁寧に伺い、特に注意して午睡チェックをする。
- ・薄着厚着をさせすぎない。
- ・冷暖房をきかせすぎず、室内を適切な温度・湿度に保つ。
- ・掛けタオルや毛布が顔にかからないようにする。
- ・紐状のもの（例：スタイや玩具の紐等）を近くに置かない。
- ・口の中に異物、食べた物、嘔吐物等がないか確認する。
- ・コットや布団を敷く時は、棚など倒れるものがない所に敷く。

##### （イ） プール活動・水遊び

- ・プール活動・水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように、遊ぶ者と専ら監視を行う者とを分けて配置する。
- ・水遊びに関わる全ての職員は、注意すべきポイントについて事前確認を十分に行う。
- ・注意すべきポイントに関しては、「水遊びマニュアル」参照。

##### （ウ） 食事中

###### 【誤嚥】

- ・職員は、子どもの食事に関する情報（咀嚼・嚥下機能や食行動の発達状況、喫食状況等）について共有する。また、食事の前には、保護者から聞き取った内容も含めた当日の子どもの健康状態等について情報を共有する。
- ・子どもの年齢月齢によらず、普段問題なく食べている食材も窒息につながる可能性があることを認識して、食事の介助及び観察をする。
- ・ゆっくり落ち着いて食べることができるよう子どものペースに合ったタイミングで与える。
- ・子どもの一口量に留意する（一回で多くの量を詰めすぎない）。
- ・汁物などの水分を適切に与える。

- ・食事の提供中に驚かせない。
- ・食事中に眠くなる、泣くなどの際は、口内に食べ物がないことを確認する。
- ・正しく座っているか注意する。
- ・誤嚥、窒息などのリスクの高い食材（例：白玉風のだんご、丸のままのミニトマトやぶどう、生のりんご等）は使用しない。

#### 【食物アレルギー】

- ・「食物アレルギー対応マニュアル」参照。

### （エ）園内外活動中

#### 【誤飲（玩具、小物）】

- ・口に入れると咽頭部や気管が詰まる等窒息の可能性のある大きさ、形状の玩具や小物については、乳児のいる室内に置かないことや、手に触れない場所に置くことを徹底する。
- ・手先を使う遊びには、部品が外れない工夫をしたものを使用する。
- ・子どもが、誤飲につながる物（例：髪ゴムの飾り、キーホルダー、ビー玉や石など）を身につけている場合もあり、これらの除去については、保護者を含めた協力を求める。
- ・窒息の危険性があった玩具やこれまでに窒息事例があるものと類似の形状の玩具等については、施設・事業所内で情報を共有し、除去する。

#### 【散歩】

- ・「園外活動マニュアル」参照。

## ② 事故の発生防止に関する留意点

### ・職員の意識付け

事故の発生防止には、日頃からの職員間のコミュニケーション、情報の共有、安全教育が不可欠であることに留意する。

### ・日常的な点検

あらかじめ園内外環境の点検項目を明確にし、定期的に点検した上で文書として記録する。その結果に基づいて問題箇所の改善を行い、また、全職員に周知して情報の共有化を図る。

### ・施設の整備について

保育中の安全管理には、施設・事業所の環境整備が不可欠であることから、事業者は随時環境整備に取り組む。

### ・ヒヤリハット報告の活用について

職員は、重大事故が発生するリスクのある場面に関わった場合に、ヒヤリハット報告を作成し共有する。

報告されたヒヤリハットを職員間で分析し、事故防止対策を講じる。

事故防止対策について、必要に応じ研修等を実施する。

## （２）職員の資質の向上

### ① 研修や訓練の内容

- ・救急対応（心肺蘇生法、気道内異物除去、AED の使用等）について、実技講習を定期的に受講し、施設内においても計画的に確認する。
- ・119 番通報が円滑に行われるよう通報訓練を行う。その際、園外活動中、水遊び中等、場所や場面、職員の配置の状況を変え、実践的なものとなるよう工夫して実施する。  
（119 番対応時マニュアル参照。）
- ・子どもの発育・発達と事故との関係、事故の生じやすい場所等を共有することで、事故への認識、危険に対する予知能力の向上を図る。

## ② 研修への参加の促進

- ・地方自治体等が実施する研修への参加については、積極的に対応する。

## （３） 緊急時の対応体制の確認

緊急時の対応体制として、以下のような準備をしておくことが望ましい。

### ① 緊急時の役割分担を決め、掲示する。

### ② 日常に準備しておくこと

- ・ 医療機関のリスト
- ・ 救急車の呼び方
- ・ 受診時の持ち物
- ・ 保護者への緊急連絡先

## （４） 保護者や地域住民等、関係機関との連携

事故発生時の協力体制や連絡体制を整えるとともに、日頃から関係づくりに努める。

地域の人など職員以外の力を借り、子どもの安全を守る必要が生じる場合もあり、常日頃から地域とのコミュニケーションを積極的にとる。併せて、いざという時の協力・援助を依頼しておくことについて検討する。

## （５） 子どもや保護者への安全教育

子どもや保護者に対する安全教育にも取り組むことが望ましい。

- ・子どもの発達や能力に応じた方法で、子ども自身が安全や危険を認識し、事故発生時の約束事や行動の仕方について理解できるよう伝えていく。
- ・家庭における保護者の行動や教育により、子どもが安全な生活習慣を身に付けることができるよう連携を図る。特に、プール活動・水遊び、誤嚥等の対応については、保護者の理解と連携が必要になることに留意する。

## （６） 設備等の安全確保に関するチェックリスト

施設内の設備について、年齢別のチェックリストを作成して定期的にチェックし、その結果に基づいて問題箇所の改善を行い、職員間で情報を共有する。

## 2. 事故発生時の対応

119 番通報マニュアル及び緊急時事故対応マニュアル参照

# 午睡マニュアル

社会福祉法人あすなろ保育園

あすなろ保育園

2024.4.1 制定

## あすなろ保育園午睡マニュアル

- ・ 睡眠時の照明は、子どもの顔色が観察できるくらいの明るさを保つ。
- ・ 必ず職員がそばにつき、見守る。
- ・ 仰向け寝を徹底する。(医師がうつぶせ寝を勧める場合を除く)
- ・ 午睡チェックをきめ細かに行き、必ず5分ごとに記録する。呼吸確認において、“目視のみ”はNG。実際に一人ひとりの身体に触れて、きちんと呼吸はしているか、異常はないかを確認すること。触れることでいち早く異常に気付くことができます。最悪の事態に陥らないためにも、日頃からこの呼吸確認は怠らずに行うこと。
- ・ 体調不良などいつもと違う様子の際は、特に注意してチェックする。
- ・ 薄着厚着をさせすぎない。冷暖房をきかせすぎず、室内を適切な温度や湿度に保つ。
- ・ 新年度、長期休み明けの時期や体調不良明け時には、特に注意して、家庭での子どもの様子、睡眠時の様子や体調を保護者から聞き、保育園からも子どもの様子を細やかに保護者に伝える。
- ・ やわらかい布団やぬいぐるみは使用しない。
- ・ 紐、または紐状のもの(例：スタイの紐や玩具の紐、ベッドまわりのコード等)を近くに置かない。
- ・ 口の中に異物がないか確認する。
- ・ 口の中に食べた物や嘔吐物がないか確認する。
- ・ コットや布団を敷く時は、柵など倒れるものがない所に敷く。
- ・ 掛け布団や掛けタオルが顔にかからないように注意する



# 給食衛生管理（食中毒対策）マニュアル

社会福祉法人あすなろ保育園

あすなろ保育園

2024.4.1 制定



## 1 趣旨

本マニュアルは保育園給食における食中毒を予防するために、H A C C P の概念に基づき、調理過程における重要管理事項として

1. 原材料受入れ及び下処理段階における管理を徹底すること。
  2. 加熱調理食品については、中心部まで十分加熱し食中毒菌を死滅させること。
  3. 加熱調理後の食品及び非加熱調理食品の2次汚染防止を徹底すること。
  4. 食中毒菌が付着した場合に菌の増殖を防ぐため、原材料及び調理後の食品の温度管理を徹底すること。
- 等を示したものである。

## 2 重要管理事項

### 1. 原材料の受入れ・下処理段階における管理

- (1) 原材料の納入に際しては調理従事者ができるだけ立合い、調理室で品質、鮮度、品温、異物の混入等につき、点検を行うこと。
- (2) 原材料の納入に際しては、缶詰、乾物、調味料等常温保存可能なものを除き、食肉類、魚介類、野菜類の生鮮食品については1回で使い切る量を仕入れるようにすること。
- (3) 野菜類は、流水で十分に洗い加熱して供する。
- (4) 果物類は流水で十分に洗う。
- (5) 使用する水は、直接飲食するもの（煮汁、汁物、お茶、飲用水等）は、基本、浄水またはミネラルウォーターまたは煮沸した原水を使用する。それ以外の工程（食材や食具の洗浄等）は原水を使用してよいものとする。



# プール・水遊びの安全管理マニュアル

社会福祉法人あすなろ保育園

あすなろ保育園

2024.4.1 制定

# プール遊び・水遊びの安全管理マニュアル

## ○以上児プール遊びの安全管理

### 1、プール遊びの条件

- (1) クラス担任と監視役職員の下でプール遊びを行う。(監視体制が整わない、また主担任が不在の時、主任保育士が担当できなければプール遊びを行わない)
- (2) 必要事項をプール管理表に記入する。
- (3) 気温 25℃以上、水温 22℃以上が望ましい。
- (4) 気温 37℃以上、水温 30℃以上の場合は行わない。
- (5) WBGT(暑さ指数) 31℃以上は中止とする。
- (6) 雷が近づいている時は行わない。予報やアラートを利用しながら判断すると良い。
- (7) 水深は10cm～40cm前後とする。
- (8) 消毒剤を入れ、残留塩素濃度が0.4mg～1.0mgに保たれるようにする。
- (9) 発熱、とびひ、手足口病、結膜炎、乾いてない傷等がある場合は入れない。(水いぼは受診してもらい医師の指示に従う。入水可能な場合は、ラッシュガードを着用し入水する)
- (10) 絆創膏がついている場合は外して入る。

### 2、プールに入る順序

- (1) 実施カードを確認する。プールカードに保護者からのチェックがない時や忘れた時は行わない。
- (2) 子どもの健康状態を把握し、プールに入る人数を確認する。
- (3) 排泄を済ませ、目、喉、皮膚(水いぼ、とびひ、大便の付着)などの視診を行う。
- (4) 準備体操をする。
- (5) シャワーを浴びる。
- (6) 人数確認をする。
- (7) 後ろ向きで足からゆっくり水に入り、静かに沈む。
- (8) 水遊びをする。
- (9) 人数確認をする。
- (10) 整理体操をする。
- (11) シャワーで全身を洗い流す。
- (12) 体を拭く。
- (13) 着替える。
- (14) 水分補給をする。

### 3、準備体操

#### (1) 準備体操のねらい

- ①各関節を柔らかくする。
- ②すべての筋肉に刺激を与える。
- ③各部の動きを活発にする。
- ④楽しく元気な雰囲気をつくる。

#### (2) 準備体操の順序(心臓に遠い部位から行う)

- ①手足、足首の振り ②肩の上げ下ろし ③腕の前後回し逆回し ④膝の屈伸、回転
- ⑤体の前後屈 ⑥腰回し ⑦脚伸ばし ⑧首の運動 ⑨跳躍 ⑩深呼吸

### 4、準備品 以下の物をプールサイドまたはプール横の小屋に置く。

- ・バケツ・水温計・ティッシュ・足ふきマット
- ・ゴミ箱・時計・救急品・使い捨て手袋・携帯電話・バスタオル・玩具
- ・フェイスタオル・プール監視の手順と留意事項カード・緊急時の手順カード
- ・プール管理票・筆記用具・WBGT(暑さ指数)測定器・カウンター

### 5、注意事項

- (1) プール活動のない時は必ず施錠する。
- (2) 必ず子どもと一緒にプールに入り行動する。
- (3) 異年齢でのプールは安全上行わない。
- (4) 必ず監視員を1人配置する。
- (5) 子どもたちには、約束を守るように話をする。(走らない、押さない、ふざけない…など)
- (6) 10分間の活動後、一度プールから上がり、人数確認を行う。
- (7) 5分間の休憩、水分補給をとる。
- (8) 保育士の判断の下で、10分間以内の活動を再開できる。
- (9) 気候状況に応じて(盆明けなど、涼しい状況下で休憩なく活動を終了する場合)15分間の入水ができる。この場合、必ず事前に園長の許可を必要とする。
- (10) 一人一人の子どもたちが安全に楽しく遊べるような活動をする。
- (11) 突然の活動内容の変更は危険が伴うため絶対に行わない。
- (12) 水の深さには十分に注意する。浅い場合は滑りやすく転倒の恐れがあるので十分気をつける。
- (13) プール玩具は保育士の指導の下、安全に使用する。
- (14) 事故が起きた時は、直ちに大声で居合わせた職員に知らせ、適切な対応を図る。
- (15) 家庭との連携を密にする。
- (16) プール遊びのできない子どもは保育士の見守りの中で安全に遊ぶ。

## 6、プール活動、水遊びの注意事項と手順

### ① 安全にプール活動を行うために

・年度初めに、見直しを含めてこのマニュアルを全員で共有する。

（・活動が始まったら、随時「管理表」を作成する。） 2025 年改正予定

### ② プール監視の手順

（1）担任は人数を確認して監視者に伝える。

（2）監視者はチェックリストを利用しながら全体の監視に当たる。 2025 年改正予定

（3）笛の合図で休憩を知らせる。担任は人数確認を行い、監視者に知らせる。

（4）プール活動が再開したら（2）と同様に行う。

（5）プール活動終了を笛の合図で知らせる。

（6）最後にプールや周囲の危険、プールの玩具がプール内に残っていないかなど確認する。

（7）活動終了後、管理表に記入する。（クラウド） 2025 年改正予定

※脱水や熱中症など注意し、自身の体調管理に努めながら行う。

## 7、事故時の対応と処置

事故対応マニュアルを参照



# 園外活動マニュアル

社会福祉法人あすなろ保育園

あすなろ保育園

2024.4.1 制定

# 園外活動マニュアル

## 1. 目的地の選定

- ・子どもの心身の発達に見合った目的地、経路、時間を選定する。
- ・道路事情により、より安全な経路を選択する。
- ・当日の天候や状況、職員の人数等によって目的地の変更や戸外活動を行わないなど検討する。

## 2. 準備

- ・個々の子どもの体調を把握する。
- ・子どもの衣服が活動にふさわしいか確認する。（フードや裾が広がったものは危険なのでNG）
- ・散歩に出かける前にはオムツ替えを行う、またはトイレへ行く。
- ・散歩車を使う場合はタイヤの空気が抜けていないか、破損部分がないか、確認する。
- ・帽子をかぶっているか、靴が履けているか確認する。子ども自身で靴を履いた時はマジックテープがしっかりとまっているかを確認する。
- ・散歩リュック（救急セット、ゴミ袋、水筒、紙コップ、ティッシュペーパー、オムツ、防犯ブザー、着替え1セット、タオル、おんぶ紐）とケータイを持っていく。
- ・指示系統を明確にし、余裕を持った体制を取る。

## 3. 移動中

- ・列の安全を把握し、危険のないよう列の前後や間に職員がつくようにする。
- ・車道側に職員がつく。歩道では点字ブロックの内側を歩く。信号は道の内側で待つ。
- ・職員同士、危険を知らせ合う声かけを積極的に行う。

## 3. 目的地

- ・危険物やゴミが落ちていないか、活動前に確認し撤去する。（特にガラスや陶器の破片、タバコの吸い殻等）
- ・子どもの心身の発達段階を踏まえ、安全に留意して目的に合った活動を行う。
- ・公園や児童館の遊具を活用することで、子どもたちの普段の動きでは使わない力を使い、「バランス感覚」「筋力」「柔軟性」「協応動作」「空間認知力」などの力を培う。
- ・危険箇所、遊べる範囲、遊具の使い方やマナーなどを職員同士で確認し、目的地に着いたら子どもたちにも伝える。
- ・保育士は立ち位置や役割を決め、連携を取りながら保育にあたる。  
（リーダー：つねに全体を見渡す。サブ：リーダーをサポートして動く。雑：全体のサポートをし、荷物の準備等を行う。）
- ・特に0歳児クラスは、誤飲に関しゴミのみでなく小石や枝葉等の自然物にも留意する。
- ・水分補給は、気候も踏まえこまめに行う。
- ・不審者がいないかつねに目を配る。疑わしい人がいた場合速やかにその場を離れ、必要に応じて110番通報をする。

## 5 その他必要な配慮

- ・人数確認を確実に行う。①出発時、②目的地に到着してから15分毎、③目的地から出発する際、④保育園に到着したら、は最低でも必ず行う。
- ・出発後やむを得ず行き先や経路を変更する場合は保育園に連絡を入れる。
- ・散歩の時間は職員の誰かしらが保育園に残り、緊急時の対応ができるようにしておく。

## 6. 園外での事故の対応

- ・職員は、当該園児への応急処置・救命処置を行う者、他の園児の安全確保にあたる者、保育園に連絡を行う者に分かれて対応する。
- ・状況に応じ、園に残る職員に応援を頼んだり、速やかに帰園したりする。
- ・保育園で連絡を受けた者は、状況に応じて119番通報や保護者へ連絡したり、応援へ駆けつけたりする。
- ・緊急時事故対応マニュアルも参考に対応する。
- ・事故報告書を作成する。
- ・速やかに園内で会議を行い、散歩先の再検討も含め事故前後の分析をする。安全が確保できるまで散歩の中止も検討する。



# 送迎バス安全管理マニュアル

社会福祉法人あすなろ保育園

あすなろ保育園

2024.4.1 制定

# 送迎バス安全管理マニュアル

## (1) 添乗者に向けたマニュアル

### ①朝の業務内容

#### 【乗車前】

- ・欠席や、その日バスを利用しない子どもの確認をする。
- ・携帯電話（充電を確認）とバス用連絡シート、バス運行最終チェックシートを準備して携帯する。
- ・運転手に欠席（& その日利用しない子ども）の連絡をする。
- ・運転手とルートの確認をする。
- ・嘔吐等に備えた備品、園児の手の消毒用のスプレーなど、必要な備品が乗っているかどうかを確認する。

#### 【乗車時】

- ・バス乗り場到着後、必ず保育者が先にバスから降り、車や自転車・歩行者、不審者など周りの安全を確認する。
- ・保護者から預かる際に、子どもの健康状況を視診する。気になることがあれば保護者から聞き取り、バス用連絡シートに記入する。保護者から担任への手紙などもこの時に預かる。
- ・子どもの手を取り、バスに乗せる。
- ・保護者に「お気をつけて」や「行ってきます」等の挨拶をする。
- ・チェックボードに乗車のマークを付け、乗っている子どもの人数確認をする。
- ＊人数確認は各乗り場で子どもを乗せる度に行う。
- ・チャイルドシートやシートベルトの着用等安全確認をする。
- ・運転手に出発準備ができたことを伝える。
- ・午睡用布団等大きな荷物は置く位置を決めて積み込む。
- ・保護者対応等があったとしても、バス乗降口から遠く離れず、その場の対応にとどめる

#### 【乗車中】

- ・車内で子どもたちが席を立ったり騒いだりしないよう注意する。
- ・車内での遊びは、素話・クイズやうた遊び等にとどめ、静かに過ごす。
- ・園が近づいて来たら、寝ている子どもがあれば起こし、降車の準備をする。
- ・寝ている子どもの様子を気にかける。（座席に横になったり、下にもぐりこんでいる子どもなど。体調を含めて注意しておく）
- ・5分以上の遅れが出た場合、状況を園に伝える。

#### 【園到着時】

##### 駐車場（園の前）

- ・子どもたちに順番に降りるまで、席を立たないように伝える。
- ・バス乗降口付近の安全を確認してドアをあけ、一人ずつ顔と名前を確認しながら下車させ、園内へ誘導する職員に子どもを引き渡す。
- ・その際、バスのステップを飛び降りない、園内に走って行かないよう、注意する。

- ・添乗者と運転手がそれぞれ、子どもたちが全員降車したことを座席を指さしながら確かめ（ダブルチェック）、忘れ物がないか等車内を確認し、バス運行最終チェック表に記入する。（バスの椅子の下や最後列席の後ろ側も確認する。前方からだけでなく、後方からも確認する。）。
- ・異常がないことを確認して運転手に伝える。
- ・運転手は車内の清掃・消毒を行い、置き去り防止装置の動作確認を行い、帰りの乗車準備を行う。

#### 【園内（事務所等）】

- ・保護者からの連絡事項や手紙等があれば、担任に伝え、渡す。
- ・朝礼で運行報告して、保育（職務）に戻る。

## ②夕方の業務内容

#### 【乗車前】

- ・送りバスに乗る子どもたちの名簿を確認する。
- ・保護者への連絡事項などを確認する。
- ・バス乗り場に子どもたちが集まる前に、バス内の点検をする。
- ・バス乗車児童名簿を用意し、運転手と共にこのバスで帰る子どもの名前、人数を確認する。
- ・低年齢児用のチャイルドシートが固定されていることを確認する。
- ・バス乗車の名簿を見て子どもの点呼を行い、子どもがすべていることを確認したら、バスの方へ移動する。

#### 【乗車時】

- ・子どもたちを順番にバスに乗せ、座らせる。
- ・午睡用布団等大きな荷物は置く位置を決めて積み込む。
- ・窓は子どもが手などを出さない範囲で、少し開けて換気ができるようにしておく。
- ・バス車内・チャイルドシートの着用等安全確認をする。
- ・乗っている子どもの人数確認をして、バス用連絡シートに記入する。
- ・運転手に出発準備ができたことを伝える。

その他・バス誘導が必要な場合は、（添乗する職員または別の職員が）周りの安全を確認しながら大きなモーションで行う。

＊バス誘導は、添乗する職員が行うのか別の職員が行うのかを、状況により決めておく。

#### 【乗車中】

- ・朝と同じ

#### 【降車時】

- ・降り場到着後、必ず保育者が先にバスから降りて、車や自転車・歩行者、不審者など周りの安全を確認する。
- ・保護者と子どもの名前を確認しながら、一人ずつ順番に手から手へ保護者に引き渡す。
- ・その際、バスのステップを飛び降りない、降りてすぐ走らないように注意する。
- ・降りる予定の子どもを保護者に引き渡したことを確認し、降車位置にマークを移動する。
- ・安全確認をしてバスに乗る。

#### 【発車時】

- ・車内の人数確認をする。
- ・次の降り場に向けて発車する際、車内の子どもたちがきちんと座っているか等の安全を確認して運転手に出発準備ができたことを伝える。

#### 【帰園時】

- ・添乗者と運転手がそれぞれ、子どもたちが全員降車したことを確かめ（ダブルチェック）、忘れ物がないか等、車内を確認する。（バスの椅子の下や最後列の後ろも確認する。）
- ・ごみがあればまとめて持って降り、捨てる。使った備品があれば補充する。
- ・異常がないことを確認して運転手に伝える。

#### 園内（事務所等）

- ・保護者からの連絡事項があれば、担任に伝える。
- ・バス用連絡シートを定位置に戻す。
- ・園長（主任）に運行報告して、保育（職務）に戻る。

#### 【バスの装備】

- ドライブレコーダー（前後・搭乗口が映るもの）をつける。
- 国のガイドラインに適合しているバスの置き去り防止を支援する安全装置をつける。

#### 【その他】

- 予定時間になっても保護者と子どもがバス乗り場（降り場）に来ない場合
- ・携帯電話で園に確認する。保護者から園に連絡がない場合は、バスから保護者に連絡する。
- ・保護者の返答によって臨機応変に対応するが、バスの運行時間を守る意味でもあまり待てない旨を了承してもらう。
- ・連絡がつかない場合は、次の場所若しくは園に向かう。
- ・面識のない保護者が迎えに来た場合は、「確認しますのでお待ちください。」と伝え、園に確認し、確認が取れたら子どもを引き渡す。確認が取れない場合は引き渡さない。（原則、利用登録をしていない保護者には引き渡さない）

#### ●子どもが車内で体調不良を訴えた場合

##### 〔嘔吐〕

- ・吐きそうなら、嘔吐袋（紙袋の内側にビニール袋を入れておく）を用意して備える。
- ・換気する。（子どもが窓から手や指を出さない範囲で、注意しながら窓を開ける。）
- ・服が汚れた場合、その子どもの着替えがあれば着替えさせる。なければ車内のタオルで覆うなど対応する。
- ・保育士の目の届くところで、その子どもの心地よい体勢にする。
- ・園に状況と経過を連絡し、保護者に連絡してもらう。

##### 〔外傷・打ち身など〕

- ・外傷：応急処置をする。。必要に応じてばんそうこうを貼る（出血している場合）
- ・打ち身：保冷シートを貼るなどして患部を冷やす。



- ・子どもがトイレに行きたいと訴えたときの対応を考慮しておく。（コース上にトイレをお借りできるところを確認しておく等）
- ・降車の際、保護者に状況を説明する。

#### ●交通事故が起きた場合

- ・一番に子どもの安全確保を行う。運転手と添乗者が声をかけ合い、子どもの安全を確認しつつ対応する。
- ・相手および同乗者（子ども・運転手・添乗者）の状態を確認し、ケガなどがあれば必要に応じて救急車を要請する。
- ・相手の名前・連絡先を確認する。
- ・警察へ連絡し、事故報告をする。
- ・園へ連絡する。場合によっては応援の職員を要請する。
- ・園はそのバスに乗っている子どもの保護者全員に連絡し、お迎えの要請をする。保護者がお迎えができない場合、手分けして子どもたちを送るなどする（その際のルールは決めておく）。

## （２）運転手

- ・安全第一。子どもの安全を守って送迎する。

#### 【出発前】

- ・体調管理に努め、体温や体調に異常がないことを園に報告する。
- ・体調不良の場合はなるべく早く園長に連絡する（園内で代替者を立てる）。
- ・酒気帯びの有無について運転者の状態を目視・アルコール検知器で確認する。
- ・出発までに、車内の消毒（コロナ対策）を行い、車両点検をして車内外に異常がないことを確認する。
- ・ドライブレコーダーや置き去り防止安全装置の動作に異常がないことを確認する。
- ・チャイルドシート等の確認をする。
- ・添乗する職員と共に、欠席（&その日バスを利用しない子ども）の確認とルートの確認をする。

#### 【発車時】

- ・添乗者から子ども全員が乗車し、出発準備ができたことを確認し、周囲の安全に注意し、発車させる。

#### 【走行中】

- ・法定速度を守り、信号を守り、交通ルールを遵守して走行する。
- ・ブレーキはゆっくりかける。
- ・交差点ではスピードを落として安全確認をする。
- ・その日に利用する子どもがいない場合などにバス停をスキップしてよいかどうかあらかじめルールを決めておく。

#### 【帰園後】

- ・車内に子どもが残っていないか、1 つずつの座席を指さしで確認する。
  - ・窓の締め忘れや、子どもの忘れ物などがいないか等、座席の下を含む車内全体を点検し、整理整頓する。
  - ・置き去り防止装置の動作確認を行う。
  - ・車内を清掃し、アルコールなどを使って消毒する（コロナ対策）。
- ＊ノロ・ロタ・インフルエンザなどの対策は、次亜塩素酸ナトリウム希釈水を使う。

#### 【その他】

- ・車体を清掃する。
- ・タイヤ交換、ワックス掛けを手配する。
- ・ガソリンを適宜給油する。

### （３）保護者への通知

- ・利用する保護者は、通園バス利用規約を遵守し、申込書（誓約書）を提出する。

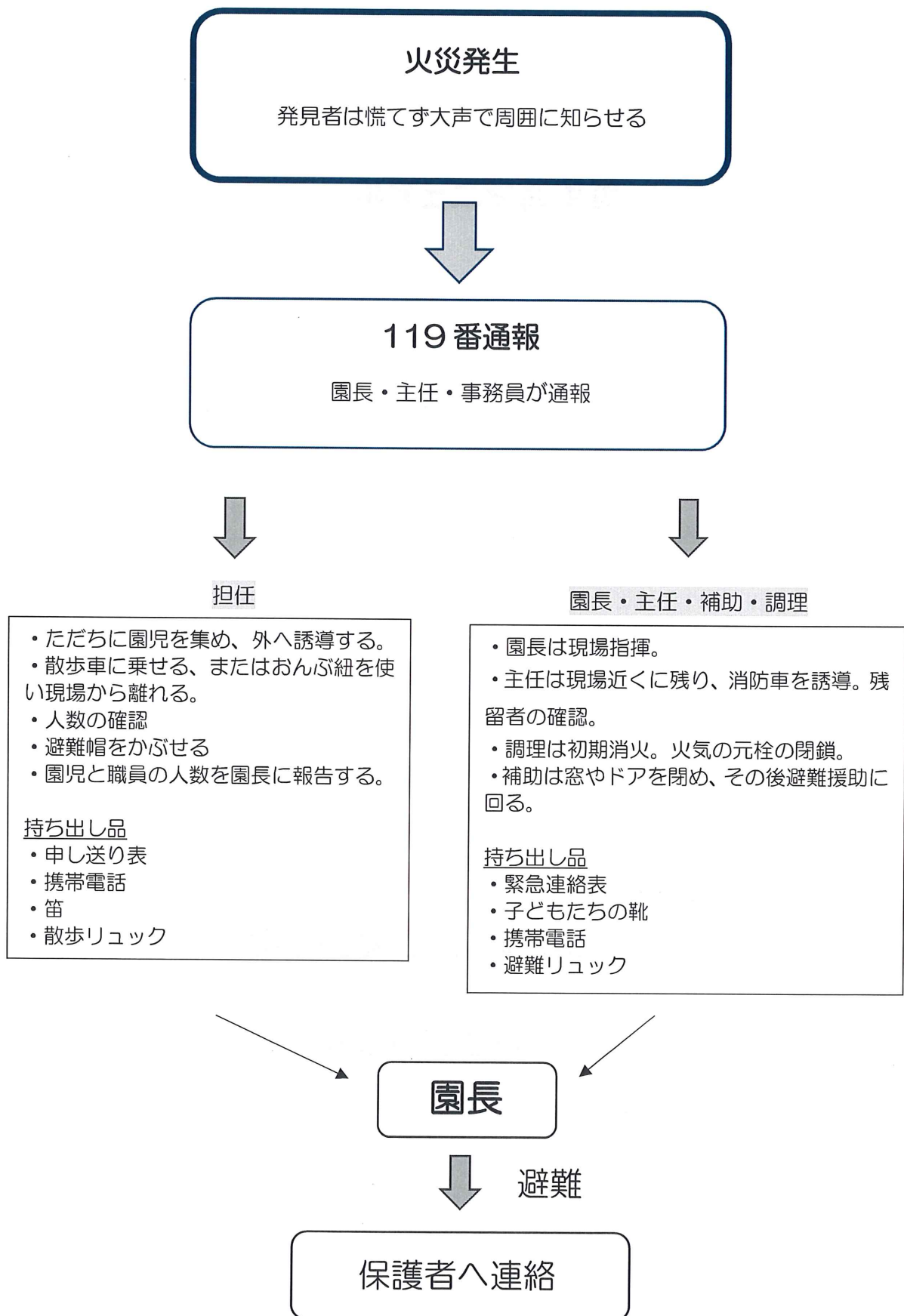
# 災害時マニュアル

社会福祉法人あすなろ保育園

あすなろ保育園

2024.4.1 制定

## 1. 火災



## 火災発生時の対応

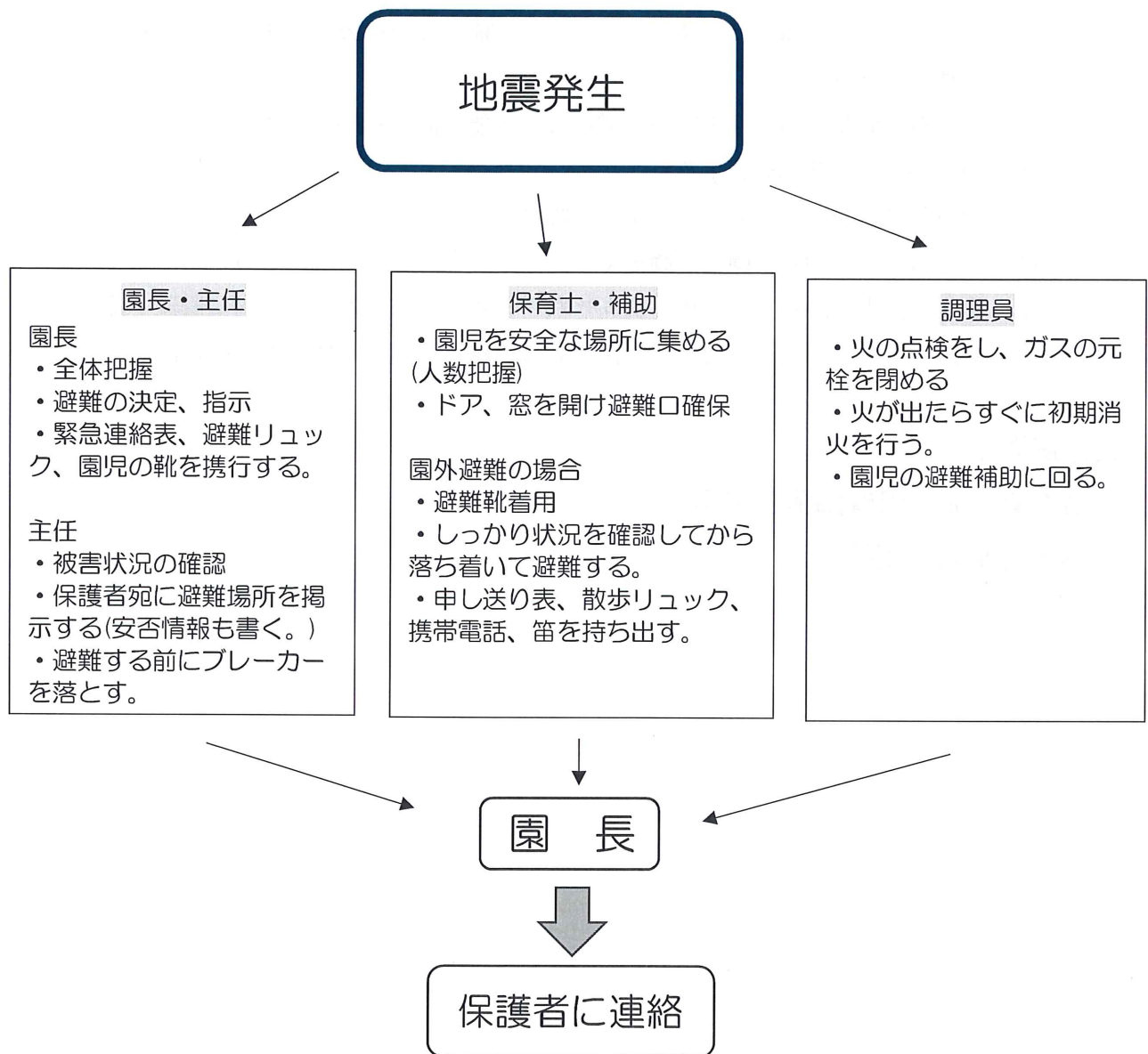
- ① 第一発見者は、大きな声で周りの職員に知らせる。
- ② 知らせを受けた職員は、速やかに園長及び他の職員に火災の発生を知らせると共に、避難誘導を行う。
- ③ 第一発見者及び知らせを聞いた職員は、可能な限り初期消火につとめる。
- ④ 速やかに消防署へ通報する。
- ⑤ 園児を避難誘導し、人数及び状況を園長に報告する。
- ⑥ 落ち着いて行動し、園児に動揺や不安を与えないようにつとめる。
- ⑦ 出火元、火の回り具合、煙、風向きなどを考え、より安全な方向に避難する。
- ⑧ 安全な場所まで避難した後で、保護者に連絡し、速やかに園児の引き渡しをする。

## 緊急避難先

第1 避難先 保育園前駐車場

第2 避難先 運動場

## 2. 地震



### 【まず園児・職員の身の安全を確保する】

\* その場にしゃがむ、頭を守る、机の下などに入る。

\* 身を隠す場所、物がない時は、保育室の中央や天井に照明器具、エアコンがない所に園児を集める。

#### 避難時の心得

- ・避難の前にもう一度火の点検をする。
- ・頭、手足を保護する。
- ・塀際、狭い道、河川沿いは避ける。

#### 普段の心得

- ・消火器のある場所、使い方を知っておく。
- ・高い所に物を置かない。
- ・調理中の場合は調理を中断し、加熱をやめる。

## 地震発生時の対応

### 1. 園舎内で地震がおきた場合

- ①園児が安心できるような言葉をかけ、姿勢を低くするなど落下物から身を守るよう伝え緊急避難をする。
- ②本棚、窓ガラス、その他倒れやすいものから園児を遠ざける。
- ③園児、職員は落下物の少ない保育室の中央や、天井に照明器具やエアコンがない所に集まり、揺れがおさまるまで様子を見る。
- ④園児が眠っている時は掛けタオルや毛布、布団を利用して落下物から身を守る対応をする。
- ⑤速やかに窓やドア、非常口を開け避難口を確保する。
- ⑥速やかに火の元を閉じ、揺れがおさまったらガスや配電盤を点検し、安全を確認する。施設内及び近隣において火災が発生した場合は消火活動をする。
- ⑦揺れがおさまったら必要に応じ一時外に避難し、園児と職員の安全と人数を確認すると共に施設を点検し、園長に報告する。
- ⑧園外避難した場合、園児及び避難誘導、救護班の職員は、安全が確認されるまで施設には入らない。

### 2. 園舎外

- ①塀、構造物から遠ざけ、できるだけ中央の安全な場所に集めて座り、安心できるような言葉をかけて揺れがおさまるまで待つ。
- ②地面の亀裂、陥没、隆起、頭上の落下物に注意する。
- ③水遊び中では、園児を職員のまわりに集める。揺れがおさまるのを待ち、揺れがおさまったら園児の安全を確認し、指示があるまでその場で待機する。

### 3. 園外保育時

- ①揺れを感じたら、直ちに園児を集め、できるだけ塀や建造物から遠ざけ、しゃがんでおさまるのを待ち、その後速やかに園児の安全及び人数確認を行う。
- ②園児が切れた電線に触れないよう注意する。
- ③ブロック塀、自動販売機、屋根瓦、ガラスその他落下物に注意する。
- ④携帯電話で保育園に連絡を入れ、必要な場合は応援を要請する。連絡が取れない場合には補助職員が園に応援を求め、主担任は園児と共に安全な場所で待機する。
- ⑤全員自力で戻れるようであれば、安全を確保しながら、慎重に保育園に戻る。

緊急避難先

火災と同様。

### 3. 水害（風水害・土砂災害）

あすなろ保育園災害対策要綱第6条及び緊急災害時のうごき、また『あすなろ保育園における土砂災害に関する避難確保計画』を参照

### 4. 休園の判断

保育園は、下記の場合休園することがある。

①災害等により園内外の設備やライフラインの不具合、職員確保の困難が発生した場合

②警報の発令 菊池市災害レベル4

開園前… 休園の連絡をする

保育中… 速やかにお迎えの連絡を保護者にする

備考

- ・通常開園できなかった場合、給食は代替給食とすることがある。
- ・災害時は園児・保護者・職員の安全確保が最優先のため、家庭での保育が可能な方は、お休みいただけるよう声をかける。
- ・こまめに保護者及び職員に メールや公式LINE で状況を配信していく



# 119 番対応時マニュアル

社会福祉法人あすなろ保育園

あすなろ保育園

2024.4.1 制定

## 119 番対応時マニュアル

### 1. 慌てず、局番なしで『119』番

### 2. 通報の仕方

| 1 1 9 番からの問いかけ | 通報の仕方                   |
|----------------|-------------------------|
| 火事ですか？救急ですか？   | 救急です。or 火事です。           |
| 住所は？           | 菊池市雪野 1 7 3 8 番地 3 です。  |
| お名前は？          | あすなろ保育園の〇〇です            |
| 電話番号は？         | 0 9 6 8 - 2 3 - 4 0 0 6 |
| 目的建物とは？        | 竜門郵便局の 2 0 0 m 先左側です。   |

★下記は慌てずに手短かに状況を説明します。

#### ●救急の場合

| 1 1 9 番からの問いかけ | 通報の仕方                             |
|----------------|-----------------------------------|
| 誰がどうしましたか？     | 例：1 歳 5 ヶ月の男の子が食事の後、吐いてぐったりしています。 |
| 意識はありますか？      | 例：名前を呼んでも返事をしません。                 |
| 呼吸はしていますか？     | 例：しています。                          |
| 脈はありますか？       | 例：あります。                           |
| 体を動かしますか？      | 例：体をゆすると動かします。                    |
| 目を開けますか？       | 例：名前を呼ぶと目を開けます。                   |
| 泣いていますか？       | 例：最初は泣いていましたが、今は泣いていません。          |

#### ●火事の場合

| 1 1 9 番からの問いかけ | 通報の仕方        |
|----------------|--------------|
| 出火位置は？         | 例：保育園の調理室です。 |
| 燃えているのは？       | 例：調理室のコンロです。 |
| 中にいるのは？        | 例：現在避難中です。   |

★途中で電話が切れないように注意すること。

★救急隊の指示に従うこと。

### 3. 受診の際に必要な物

・保険証のコピー・乳児医療証のコピー・児童票・現金・誤飲などの場合はそれと同じものや吐き出したものなど、診療の参考になるものを持参すること。

|     |                  |
|-----|------------------|
| 救急隊 | 菊池広域消防本部北消防署     |
|     | 所在地 菊池市赤星 2080   |
|     | 電 話 0968-25-3053 |

|     |                  |
|-----|------------------|
| 警察署 | 菊池警察署            |
|     | 所在地 菊池市隈府 790 番地 |
|     | 電 話 0968-24-0110 |

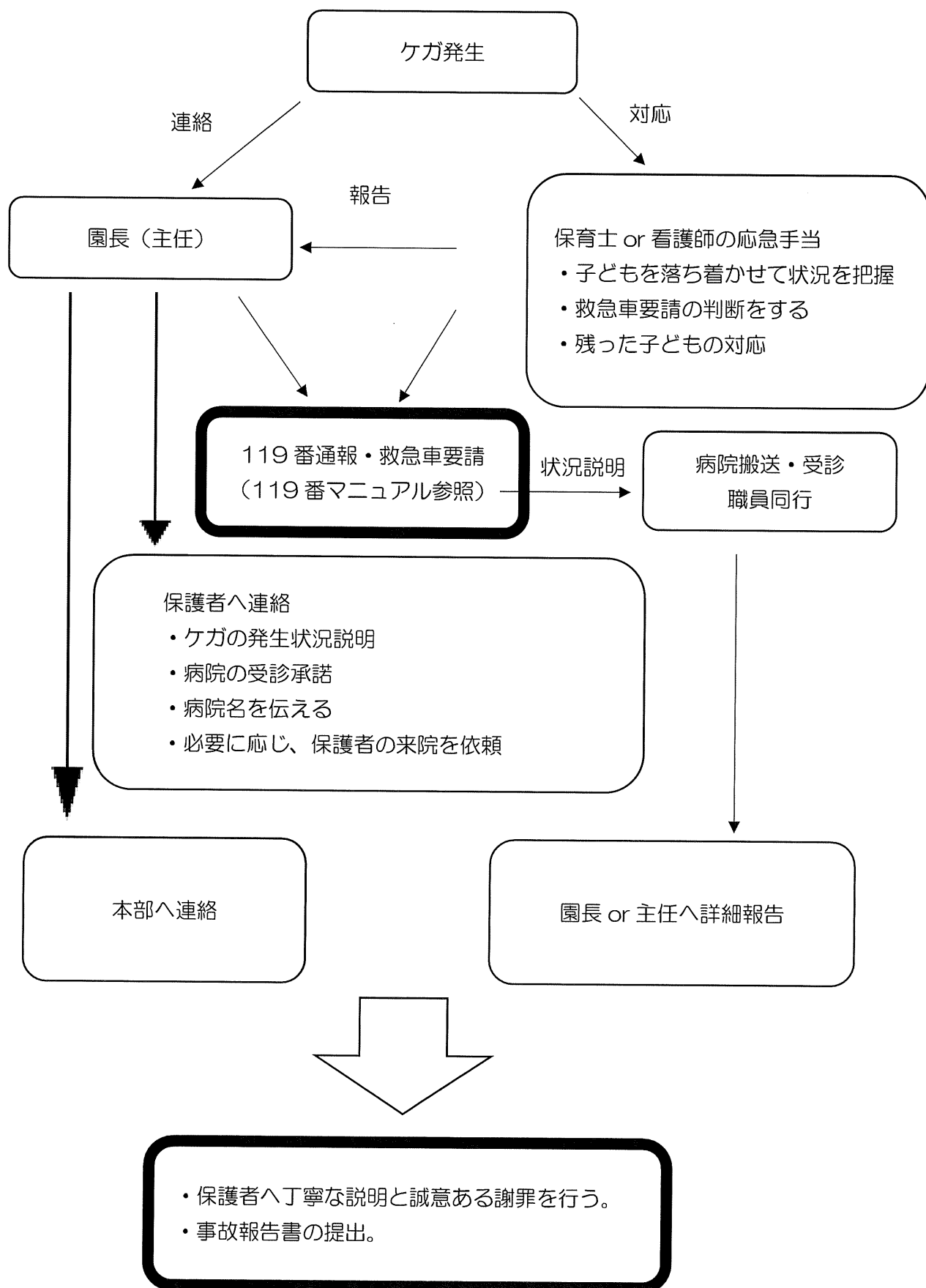


# 緊急対応時マニュアル

社会福祉法人あすなろ保育園

あすなろ保育園

## 園児のケガ対応フローチャート(緊急時)



## 事故発生時の基本的な流れ

| 対応                  | 説明                                                                                                                            |
|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 事故発生             |                                                                                                                               |
| 2. 事故状況の把握・<br>応急処置 | ① 事故の状況を的確に把握する。<br>(けが人・現場・周囲の状況など)<br>② 怪我の程度などを見極め、救急の処置をする。<br>③ 事故現場からの移動が可能な場合は別室などに連れていく。<br>④ 他の園児は別室などで保育を行い、落ち着かせる。 |
| 3. 園長(主任)に連絡        |                                                                                                                               |
| 4. 処置の決定            | ① 園長、主任を交えて処置を決定する。<br>a. 救急車を要請する。<br>b. 保育園付近の医療機関に連れて行く。<br>c. 保育園内で安静にさせ、経過を見る。<br>d. 応急手当を行い、保育を続行する。                    |
| 5. 保護者への連絡          | ① 上記の a と b はすぐに保護者に連絡をする。<br>また、首から上のケガは必ず連絡を入れる。<br>※園内で処置したごく軽度なケガについても、降園の際に必ず口頭で説明する。                                    |
| 6. 経過確認             | ① 小さな事故でも翌日の登園の際に経過を保護者から確認し、信頼を裏切らないようにする。                                                                                   |
| 7. 事後処理             | ① 事故報告書に事故、怪我の状況、受診結果および再発防止策をまとめ、職員間で共通理解する。必要に応じて、区に報告する。<br>② 医療機関で診断を受けた場合は、医療機関の請求事務を行う。                                 |

## 保護者への対応

事故の発生状況、医療機関の検査結果、今後の受診などについての的確に報告し、誠意を持って対応する。

### 【事故発生後に電話連絡する際の注意事項】

- ① 最初に事故を起こしてしまったお詫びを伝える。
- ② 事故の概要を要領よく丁寧に伝える。  
(伝える前に伝えるべきことを整理しておく。できれば内容をメモしておく。)
- ③ 保護者は園児の事故の概要、ケガの程度を知らないので具体的に、また客観的に説明するように心がける。
- ④ こちらから「大丈夫です」「たいしたことはありません」など安易な判断をくだすような言葉は避ける。
- ⑤ 保護者からケガの程度を聞かれたら、ケガをした園児の状況を踏まえ、確認できる範囲内において説明する。
- ⑥ 最後に改めてお詫びを伝える。

# 心肺蘇生法

- 1** 大きな声で呼びかけ、反応をみます。反応がない場合は「2」へ。



- 強くゆすったり、顔を叩いたりしないよう注意!

- 2** 応援を呼んで、119番通報と除細動器(AED)を依頼します。



- 3** あごを上げて息ができるようにし(気道確保)、呼吸を確認します。

## 気道確保



- 4** 呼吸がない場合は「5」へ。呼吸がある場合は救急車を待ちます。

## 回復体位



- 救急車を待つ間、イラストのような体位(回復体位)をとらせましょう。
- 待っている間も呼吸の様子を観察し続けましょう。呼吸がなくなった場合はすぐに「5」へ。

- 5** 胸骨圧迫と人工呼吸による心肺蘇生(CPR)を行います

## すぐに胸骨圧迫!



- 胸骨圧迫は固い床の上で行います。
- 胸の真ん中を、手のひらの根元で押します。



- 胸骨圧迫のポイントは3つ!  
**強く**：胸の厚さの1/3以上沈むくらい  
**速く**：少なくとも1分間に100回以上  
**絶え間なく**：圧迫の中断を最小限にする

- 圧迫のたびに、胸の厚みが完全に戻るのを確認します。

胸骨圧迫30回

準備ができしだい、人工呼吸

人工呼吸2回



- 人工呼吸ができない状況では、胸骨圧迫だけでも続けましょう。
- AEDが到着するまで、休まずCPRを続けましょう。



## 乳児の胸骨圧迫



- 6** AEDを持ってきた人に電極パッドを付けてもらいます。

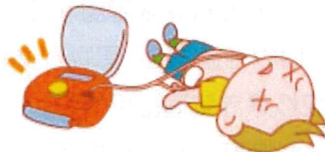
### AED



- 小児用パッドがある場合、小学校入学前のお子さんには小児用パッドを用います。ない場合、成人用を使いましょう。
- 体が小さくてパッドが重なってしまう場合、片方のパッドを胸に、もう片方を背中に貼りましょう。



- 7** AEDが心電図の解析をし、電気ショックの要・不要を判断します。



- AEDの音声ガイダンスに従ってください。

- 8** 電気ショックが必要な場合、ショックの指示が流れます。



ショック後 ↓ すぐに



- AEDは心電図解析を自動で行います（2分ごと）。
- AEDの音声ガイダンスに従ってください。

胸骨圧迫では3つのポイント、  
**強く・速く（100回/分以上）・  
絶え間なく**を意識して！



- 9** 電気ショックが不要な場合、すぐに胸骨圧迫を再開します。



- AEDは心電図解析を自動で行います（2分ごと）。
- AEDの音声ガイダンスに従ってください。

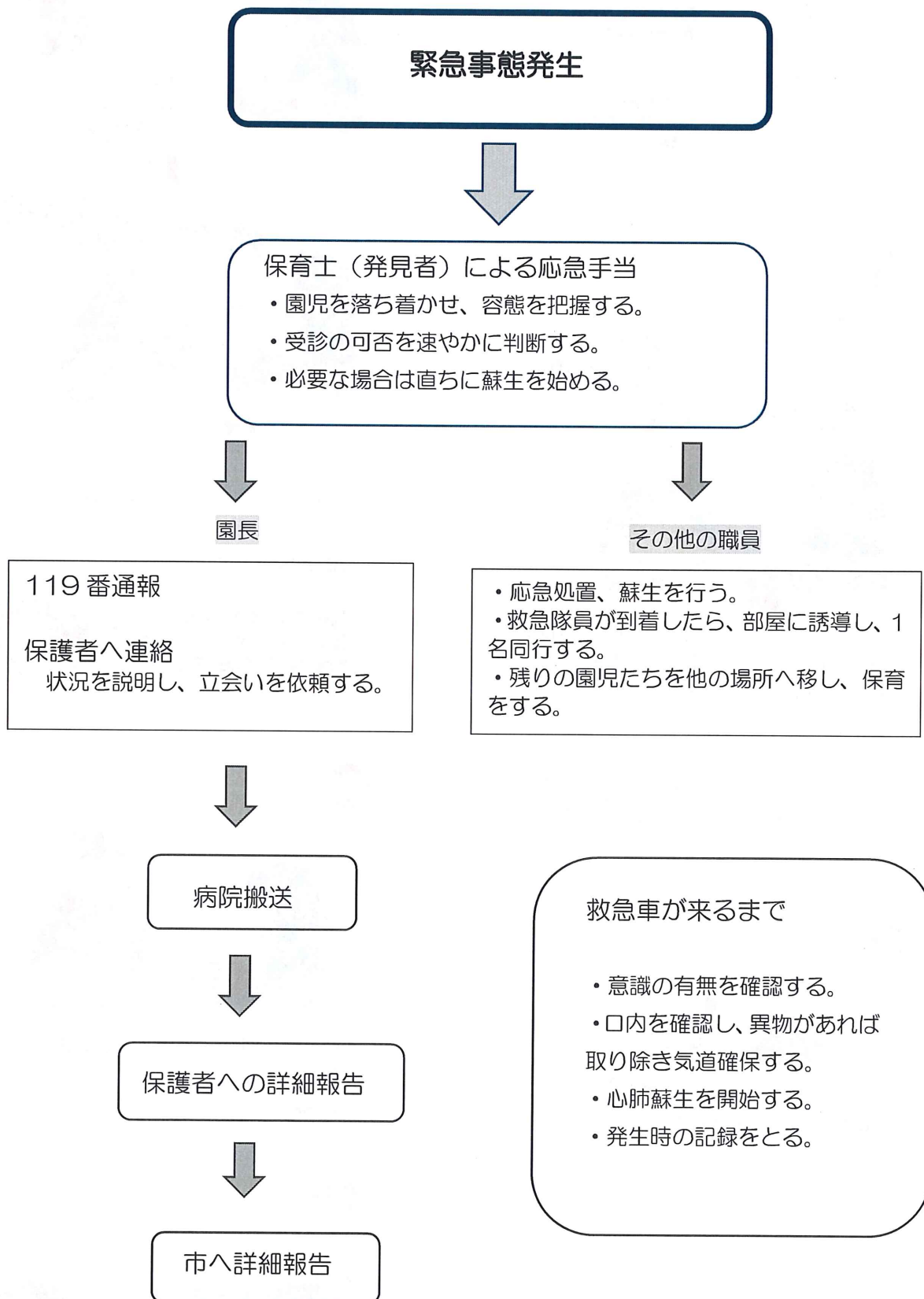
- 10** 救急車が到着するまで「CPR（胸骨圧迫＋人工呼吸）」→2分ごとの「AEDによる心電図解析」を続けます。

消防機関等で応急処置の  
講習会が行われています。  
慣れておくと安心なので、  
参加してみましょう。



# 突然発作時フローチャート

(SIDS、熱性けいれん等)



## SIDS（乳幼児突然死症候群）の対応

### 1. 必要な対応項目

- 直ちに蘇生を始める。
- 園長や他職員へ知らせる。
- 119番に通報する。
- 保護者に知らせる。
- 発生時の記録をとる。
- 他の園児達を別室で落ち着かせ保育にあたる。
- 救急隊員を適切な場所に案内する。

### 2. 職員の役割

- A：蘇生を行う。
- B：蘇生を手伝う。発生からの記録を取る。
- C：救急隊、保護者などに連絡する。
- D：他児を他の場所へ移し保育する。
- E：救急隊、保護者を玄関で待ち受け、スムーズに誘導する。
- 職員人数により、配置する。
- 蘇生を手伝う職員はできる限り多く配置する。

## 熱性けいれんの対応

熱性けいれんの70～80%は、心配のない単純型熱性けいれん。

慌てず、けいれんをよく「観察」することが重要。

＊「舌を噛むのを防ぐために割り箸などを口に入れる」という処置は、誤った処置。口の中を傷つけたり、吐気を誘発したりする恐れがあるので、絶対にしない。

### <基本的な対応>

- チアノーゼ、呼吸抑制、意識消失があっても慌てず落ち着くこと。
- 衣服（特に首のまわり）を緩め、頭部を少しそり気味にして呼吸を楽にする。
- 側臥位にして顔を横に向け、吐いた物が気道に入らないようにする。
- 吐物、分泌物が口のまわり、鼻孔にたまっていたら、ガーゼで拭き取る。
- 歯を食いしばっている時でも、口の中に物は入れない。
- 体温を測定し、発作の長さ（持続時間）と性状（左右差、眼球偏位など）を観察記録する。
- 口からくすり、飲み物を与えない。
- もとに戻るまで必ず傍にいる。
- 抱っこなどで激しくゆすったり、大声で呼びかけたりして、大きな刺激を与えない。
- クーリングを施し、医師に指示されている場合には、薬剤を使用する。

＜緊急で医師の受診が必要なけいれん＞

発熱時のけいれんの中でも以下の症状に一つでもあてはまる場合は良性的熱性けいれんではない可能性があるため、すぐに受診が必要。

- ◆発作が5分以上続く場合
- ◆短い間隔で繰り返し発作が起こり、この間意識障害が続くとき
- ◆身体の一部の発作、または全身性であるが部分優位性のある発作（部分発作をさす）
- ◆初回発作（特に1歳未満の場合）
- ◆発熱と発作に加え他の神経症状〔重度の昏睡状態、麻痺など〕を伴う時
- ◆けいれんの前後に頭痛や嘔吐、意識障害を伴う場合
- ◆けいれんが左右非対称な場合
- ◆けいれん後に麻痺が見られる場合

＜保護者へ連絡＞

単純型であっても保護者へ連絡し、様子を見る、病院搬送など現状を報告した上で登園前の様子や過去の発作（てんかん等）の有無を確認する。

落ち着いたとしても、念のため保護者にお迎え及び受診をお願いする。

## 誤飲、窒息の対応

万が一気道異物による気道閉塞を起こした場合は、応援を呼び速やかに対応する。

### 1. 意識がある場合

- ・咳をしている：せき込みで吐き出すことが期待されるので、咳を促しつつ注意深く見守る。
- ・有効な咳が出ない：背部叩打、胸部突き上げのいずれかを実施して異物除去を試みる。  
異物がとれるまで繰り返し行う。

背部叩打法



胸部突き上げ法



### 2. 意識がない、途中から意識がなくなった場合

- ・気道異物による窒息により意識がなくなった場合には、直ちに心肺蘇生を開始する。  
通常の心肺蘇生手技に加えて、中気道確保際口腔内を観察し、異物が存在する場合は指でつまんで取り出す。
- ・119番通報する。

# 不審者対応時マニュアル

社会福祉法人あすなろ保育園

あすなろ保育園

2024.4.1 制定

## 1. 日頃の基本的事項

- ・日中は 監視カメラで玄関ドア及び門ふきんを警戒
- ・不審者が見受けられたら、園長が声かけする（カメラ越しに）

### ○夕方の施錠確認

- ・夕方（合同保育）の時間は使わなくなった部屋から、施錠を確認していく。
- ・基本的には、合同保育になる際、使わなくなった保育室の担任が施錠をする。
- ・最終的には遅番が全て施錠されているか確認する。

\*門・窓ガラス・フェンス・外灯・鍵等に破損や不審な形跡が見られた場合は直ちに園長に報告し、必要に応じて修復、改善する。

### ○情報収集

- ・安全安心メールや子育て支援課からのメールなどから日常的に情報を得る。得た情報はすぐに全職員に共有する。
- ・必要に応じて保護者にも情報共有し、警戒を促す。

## 2. 不審者のチェックと対応

### （１）不審に感じる来園者への基本的対応

- ① 可能な限り複数で対応する。
- ② 不審者は、犯罪に関わる者から迷惑行為にいたるまで範囲が広いので、その対応は相手に応じた適切な方法で行う。
- ③ 相手の顔色、目の動き、手足の動きなどに注意し相手から目をそらさない。状況を冷静に観察し、先入観にとらわれない。
- ④ 冷静かつ毅然とした態度や穏やかな言葉遣いを保ち相手の挑発に乗らない。「何かご用件はありますか?」「誰かお訪ねですか?」「ここでそのようなことをされますと、迷惑になりますのでやめていただけますか?」など
- ⑤ 相手の返答や状況によっては立ち入りを拒否、または退去を求める措置を講ずる。
- ⑥ 状況が重大で緊急を要する場合（下記チェック項目参照）は、速やかに110番通報を行う。
- ⑦ 不審な点が解消した場合は、速やかに質問を打ち切り、わずかな時間でも手間をおかけしたことに感謝の気持ちを表すことを忘れないこと。

### （２）不審者チェック

- ① 制止を聞かずに興奮状態である。
- ② 正当な理由なく暴力的な言動をとる。
- ③ 凶器（刃物、棒、銃、灯油やガソリンなどの液体など）を所持している。（隠し持っている場合もあるので、手の動きに注意）

\*上記の行動が見られた際は、「カメさんが来ました」と園内に知らせ、速やかに警察に通報する。結果的に通報するほどの事態とはならなかった場合でも、万が一ということもあり得るため、通



報が遅れないようにする。また、危機的状況では混乱は避けられない、「多分通報しただろう。」「誰かが通報しただろう。」では手遅れになる危険性もある為、「重複してもかまわない。今すぐ通報しよう。」と心がける。

#### 【110 番連絡表】

第一声「事件です！」※緊急であること早く知らせる

- ① あすなろ保育園
- ② 住所：菊池市雪野 1 7 3 8 番地 3
- ③ 電話番号：0968-23-4006
- ④ 連絡者氏名：〇〇〇〇です。
- ⑤ 概要説明：いつ・どこで・何があった・今の状況
- ⑥ 不審者の説明：人相・服装・逃走方向・特徴

#### （３）退去を求める

- ① 言葉や態度に注意しながら、相手を刺激しないように丁寧に退去するよう説得する。  
受容的に話を聞く、相手を否定するような声掛けをしない、などの対応をする。
- ② 相手に近寄りすぎない。（最低 1 ～ 2 m は離れる）

#### （４）園児や職員の安全を守る

- ① 園児に危害が及ぶ可能性が低い場合は、その場に待機し、すぐに避難できる体制をとる。
- ② 危害が及ぶ恐れがある場合は、不審者と距離を取って対応しつつ、園児を安全な場所に避難させる。
- ③ 不審者への対応は必ず複数人で行う。
- ④ 不審者の身柄拘束は警察に委ね、極力危険を冒さない。

#### （５）一旦園から退去しても、再び近づいたり園周辺に居続けたりする可能性もあるので、しばらくの間は園内で様子を見る。

#### （６）負傷者の保護

- ① 園児や職員に負傷者がいないか確認する。
- ② 負傷者がいる場合は、速やかに応急手当を行う。
- ③ 怪我の状況が重いようであれば、すぐに救急車を呼ぶ。

#### （７）警察・区への状況報告

分かっている限りの情報を警察や区に報告する。

#### （８）保護者へ報告

- ① 状況が終息次第、保護者に連絡する。必要に応じお迎えを要請する。
- ② 保護者に対する報告については、警察や本部と連携して行う。

### 3. 検証課題分析

最低でも年に一度は不審者訓練を行い、訓練後は反省会を行う。

(1) 該当ケースを詳しく分析し、不備などがなかったか確認する。

①職員の対応での問題点

②今後の対応方法の見直しなど

(2) 以下の防犯チェックポイントを検証の材料とする。

- ・園敷地で死角になるところはないか。
- ・フェンスや窓ガラス、鍵等の破損はないか。
- ・園敷地内の安全点検を定期的実施しているか。
- ・不審者対応の緊急事態を想定した役割分担や連絡体制を作成し、全職員が共通認識できているか。

### 4. 散歩中に不審者に遭遇した場合

・公園で不審者や迷惑行為者に遭遇した場合は、何か危害を加える様子がなくても、そこから離れ違う公園にする。または帰園を考える。その場合、園に連絡して行き先の変更を伝える。

・散歩中に不審者に声をかけられた場合、職員1名が対応し、他の職員は子どもを保護することに徹しその場から離れ園に連絡する。園にいる職員は必要に応じその場に向かう、警察に連絡するなどの策を講じる。

・散歩中に不審者に襲われそうになった場合、子どもの安全を第一優先し、その場からすぐに離れる。必要があれば大きな声を出し周りの人に助けを求める。状況が落ち着き次第、園に連絡。園にいる職員は必要に応じ現場に向かう、また警察に連絡する。